

第1回 繁華街における客引き行為等への対策会議

令和2年8月11日（火）10時
小倉リーセントホテル ガーデンホール

1 開会挨拶

2 出席者紹介

3 議題

(1) 座長の選任について

(2) 北九州市の客引きの現状と対策

(3) 他都市の状況

(4) 実態調査・来街者アンケート調査について

(5) 今後のスケジュールについて

4 閉会

繁華街における客引き行為等への対策検討会議構成員名簿（50音順、敬称略）

分野	分類
学識経験者（都市計画）	大学教授
学識経験者（行政法）	大学教授
学識経験者（法律）	弁護士
地域の代表	商店街組合
住民の代表	住民団体
学生	大学生

※必要に応じて、オブザーバーを招聘する。

北九州市の客引きの現状と対策

1 これまでの経緯

平成27年6月	県迷惑防止条例改正 執拗な客引きが規制対象
平成29年頃	小倉駅周辺の繁華街（京町・魚町）で、居酒屋等の従業員や客引専門業者による客引きが増加。 その一部が道路中央にたむろし、通行人を妨げるなどの事案が生じる。
平成30年8月	商店街、自治会、小倉北警察署、本市で「小倉繁華街客引き適正化協議会」が結成 客引きに関する地域の自主ルールの制定、定期的なパトロール、商店街内での啓発のアナウンスやのぼりの設置などを実施
令和元年5月	悪質な客引き行為実施店舗に対する警察からの指導
令和元年9月	「博多駅筑紫口客引き対策協議会」を中心とした18団体が、市条例制定に関する陳情書を福岡副市長に対し提出
令和元年11月	福岡県・県警察・福岡市・久留米市・北九州市の実務担当者による「客引き対策検討会」が開催。①各市における現状や取組状況、課題等の情報交換。②迷惑行為防止条例の拡大や新たな県条例の制定の検討。③県・警察・各自治体の連携や役割分担のあり方などを協議 令和2年3月まで3回開催し、県迷惑防止条例改正や新規条例の制定はおこなわず、各都市間の連携強化と啓発を強めることを確認
令和2年3月	片山尹議員（自民の会）から、「条例に基づく客引き行為等の規制」を求める質問 市は「市の条例制定を含め本市の実状に応じた対策について検討」と答弁

2 今後の取り組み

本市の方針は「悪質な客引き行為を撲滅し、魅力ある繁華街を作るため、これまでの取組を継続するとともに、市の条例制定を含め本市の実状に応じた対策について検討していく（令和2年2月議会で表明）」である。

そこで、「実情に応じた対策」を検討するにあたり、関係者や有識者の見解を伺うことが必要であると考え、本会議を開催する。

小倉繁華街における客引き行為等の状況について

1. これまでの取組内容

商店街、小倉北警察署、市の三者で客引き対策を協議し以下の取組を実施

(1) 地元商店街等による「小倉繁華街客引き適正化協議会」の結成 (H30. 8. 1)

※ 小倉繁華街客引き適正化会議委員

〔小倉駅前商店街協同組合、米町第二町内会、魚町一丁目商店街振興組合、
京町駅前商店街振興組合、京町銀天街協同組合、小倉魚町二番街協同組合〕

(2) 客引きに関する地域の自主ルールの制定 (H30. 8. 1)

(自主ルール概要)

協議会が定めた区域内において、次の行為をしてはならない。

- ① 自らが所有し、又は管理する店舗前以外での客引き行為等
- ② 客引き行為等の委託を受けている事業者において、承諾を得た契約先店舗前以外での客引き行為等
- ③ 交差点や道路中央等において、通行人の妨げとなるような客引き行為等
- ④ 他店舗の営業の妨げとなるような客引き行為等
- ⑤ 通行人等に不快感を与えるような客引き行為等

(3) 商店街・小倉北警察署・市による定期的なパトロール (月1回)

(4) 警察・行政で客引き業者を招致し指導 (R元. 5. 20、R元. 6. 4、R元. 7. 3)

2. 地元商店街意見

地元商店街・警察・行政と連携して客引き対策を実施してきたが、悪質な客引き業者による客引き行為は続いており、7月30日付の会議において、次の段階として条例の制定が必要との声上がり、検討に入った。

3. 現在の取組状況

県の主催で「県・県警察・政令市等による客引き対策検討会」が開催され、県・県警察・福岡市・久留米市・北九州市の5者で、悪質な客引き対策として有効な取組や役割分担等について検討している。(R元. 11. 7、R元. 11. 29、R2. 2. 26)

客引きの状況について

○主な客引きの現状



- ・成人式以降、客引きがやや減少しているおり、特にまちナビちゃんの勢いが低下している印象がある。
- ・一方、米町第二町内会付近（③～④）は依然として多くの客引きが活動している。

小倉繁華街 客引き適正化協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この協議会は、小倉繁華街客引き適正化協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 協議会は、違法な客引き勧誘行為等の防止を図り、安全・安心な小倉繁華街を醸成することを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この規約において、客引き勧誘行為とは、営業所の客として遊興、飲食等をさせるため、積極的に勧誘する行為をいう。

(区域)

第4条 客引き対策区域については、協議会が別に定める。

第2章 会員等

(協議会の会員)

第5条 協議会は、第2条の目的に賛同する次の団体等をもって構成する。

- (1) 協議会が定めた区域内の商店街協同（振興）組合
- (2) 協議会が定めた区域内に店舗を有する法人又は個人（商店街協同（振興）組合を除く。）
- (3) 協議会が定めた区域内に存する町内会

(入会)

第6条 協議会に新たに入会しようとするものは、協議会に届けなければならない。

2 協議会は、正当な理由がない限り、入会を拒んではならない。

(脱会)

第7条 会員の脱会は、次の場合とする。

- (1) 会員の申出があったとき。
- (2) 店舗又は住所を区域外に移したとき。

(委員)

第8条 協議会に委員を置く。

2 委員は、協議会に加盟した商店街の代表者若しくはその代理人、並びに町内会会長をもって充てる。

第3章 役員

(役員)

第9条 協議会に、第8条第2項の委員の中から次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監事 1人

(役員を選出)

第10条 会長は委員の互選により選出し、副会長及び監事は会長が指名する。

(役員職務)

第11条 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 監事は、協議会の会計を監査する。

(役員任期)

第12条 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により、選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期終了後でも後任者が就任するまではその職務を行う。

第4章 事務局

(事務局)

第13条 協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局は京町駅前商店街振興組合に置く。
- 3 協議会の庶務は、事務局が総括する。
- 4 事務局に事務局長を置く。
- 5 小倉北警察署及び北九州市が事務を補佐する。

(顧問)

第14条 協議会に顧問を置くことができる。

第5章 協議会の議事

(協議会招集)

第15条 協議会は、会長が招集する。

(議決等)

第16条 協議会は委員の過半数の出席をもって成立し、議事は出席した委員

の過半数でこれを決する。ただし、可否同数のときは会長の決するところによる。

第6章 雑則

(規約の変更)

第17条 この規約は、協議会において出席者の3分の2以上の同意を得なければ変更することができない。

(解散)

第18条 協議会は、第2条の目的を達成したときは、協議会の総意により解散する。

(細則)

第19条 この規約に定めるものの他、協議会の事務の運営上必要なことは、協議により、別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規約は、平成30年8月1日から施行する。

別表 (第4条関係)

客引き対策を行う区域	北九州市小倉北区京町一丁目、京町二丁目、魚町一丁目、魚町二丁目、魚町三丁目の区域
------------	--

客引き等に係る秩序規程

(目的)

第1条 この規程は、北九州市安全・安心条例（平成26年北九州市条例第33号）第19条の規定に基づき、繁華街において店舗等を所有し、又は管理する者及び事業を行う者（以下「事業者等」という。）並びに繁華街の存する地域の住民等が、各種法令やモラル・マナーを遵守し、北九州市、小倉北警察署その他の関係機関と連携することによって、悪質な客引き行為等の防止を図るなど繁華街の安全・安心な環境の構築を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、客引き行為等とは道路、その他の公共の場所において行われる次に掲げる行為をいう。

- (1) 客引き行為（不特定の者の中から相手方を特定して、客となるように誘う行為をいう。）
- (2) 客待ち行為（客引き行為をする目的で、相手方となるべき者を待つことをいう。）

(事業者等の禁止行為)

第3条 事業者等は、安全・安心で魅力ある商店街を創生するため、本規程を定めた小倉繁華街客引き適正化協議会（以下「協議会」という。）が定めた区域内において、次の行為をしてはならない。

- (1) 自らが所有し、又は管理する店舗前以外での客引き行為等
- (2) 客引き行為等の委託を受けている事業者において、承諾を得た契約先店舗前以外での客引き行為等
- (3) ことさら交差点や道路中央等において、通行人の妨げとなるような客引き行為等
- (4) 他店舗の営業の妨げとなるような客引き行為等
- (5) 通行人等に不快感を与えるような客引き行為等

(誓約書の提出)

第4条 協議会は、事業者等に対し、前条の規定を遵守すること等を記載した誓約書の提出を求めることができる。

(関係機関への協力要請及び情報提供)

第5条 協議会は、前条の目的を達成するために必要と認めるときは、北九州市、小倉北警察署等への協力要請及び情報提供を行うことができる。

(規程の変更)

第6条 事業者等が、この規程の変更を申し出たときは、協議会の決議により、必要な変更を行うものとする。

(疑義等の決定)

第7条 本規程に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、協議会の決議により、決定するものとする。

付 則

この規程は、平成30年8月1日から施行する。

1 客引き行為等実態調査

小倉繁華街における曜日・時間・場所ごとに客引きを行っている者の人数を調査する。

- ア 調査地域 小倉繁華街（別紙調査地図のとおり）
- イ 調査内容 客引き行為等を行っている者の位置及び人数等
- ウ 調査時期 令和2年8月7日（金）～8月17日（月）
- エ 実施方法
 - ・ 実施方法：業務委託を発注
 - ・ 調査期間：11日間
 - ・ 調査時間：6時間（18時～24時）
 - ・ 調査方法：1時間に1度、調査員による目視

2 来街者アンケートの実施

- ア 調査区域 小倉繁華街
- イ 調査対象 小倉繁華街来訪者
- ウ 調査時期 令和2年8月
- エ 実施方法
 - ・ 実施方法：業務委託を発注
 - ・ 調査期間：8月の平日1日と週末を含む4日間
 - ・ 調査時間：4時間（17時～21時）
 - ・ 調査方法：調査員による聞き取り
- オ アンケート内容（例）
 - ・ 繁華街で改善が必要だと感じる事（客引き・路上看板・ごみの放置等）
 - ・ 繁華街における体感治安（安全・危険）及びその理由
 - ・ 客引き・客待ちに声をかけられた場所・時間帯
 - ・ 声をかけてきた客引きの業種（居酒屋・カラオケ・風俗）
 - ・ 執拗な客引き被害の有無（立ちふさがり・つきまとい）
 - ・ 犯罪トラブル（ぼったくり等）の有無
 - ・ 客引きに対する印象（不快・助かる等）及び理由
 - ・ 客引きが繁華街へ及ぼす影響（悪影響・経済の活性化等）及びその理由
 - ・ 必要と感じる客引き・客待ち対策（防犯カメラの設置、警察による取り締まり、巡視指導員による巡回指導等）

調査場所地図



来街者アンケート

調査日:	月 日
調査時間帯:	時頃
調査地点:	

このアンケート調査は、小倉繁華街に来られている皆様に客引きに関する体験や印象などを確認し、今後の快適な繁華街づくりの参考とするものです。お手数ですが、以下の質問事項についてご記入いただきますようお願いいたします。(なお、当調査は、北九州市が〇〇〇〇に委託して実施するものです。)

問1. あなた自身についてお聞かせください。(回答は各項目1つずつ)
【性別】 1. 男性 2. 女性
【年齢】 1. 10代 2. 20代 3. 30代 4. 40代 5. 50代 6. 60代 7. 70代以上
問2. 繁華街で改善が必要だと感じることは何ですか(複数選択可)
1. 客引き 2. 路上看板 3. ごみの放置 4. その他()
問3. 繁華街の治安について
1. 安全だと思う
2. 危険だと思う(理由をご記入ください)
問4. 客引きやスカウトに声を掛けられたことがありますか。
1. ある(以下の質問へ) 2. ない(問5へ)
問4-1. 別紙の地図範囲の中で声を掛けられた場所はどこですか
()
問4-2. 時間帯はいつですか
1. 11時から17時 2. 17時から19時 3. 19時から21時 4. 21時以降
問4-3. 声を掛けてきた客引き等の業種を教えてください。
1. 飲食店 2. カラオケ 3. キャバクラ等の性風俗
4. スカウト(できれば業種をお答えください) 5. その他()
問4-4. つきまとい、立ちふさがりなどの迷惑な客引きを受けたことがありますか
1. ない 2. ある
問4-5. 犯罪トラブル(ぼったくり等)にあったことがありますか。
1. ない 2. ある
問5. 客引きに対してどのような印象がありますか
1. 飲食店を探す際便利 2. 値段交渉ができる 3. 街の賑わいに必要
4. 通行の邪魔になる 5. 見苦しい、街のイメージを損なう
6. 突然声を掛けられるので不快 7. わからない 8. その他()
問6. 客引き対策は必要と感じますか
1. 必要(以下の質問へ) 2. 必要と感じない(問6へ)
問6-1. 必要と感じた方は具体的にどのような対策が必要だと感じますか
1. 防犯カメラの設置 2. 警察による巡回指導 3. 迷惑店舗の店名公表
4. 条例の設置 5. その他()
※その他客引きに対してご意見等ありましたら、お聞かせください。

ご協力ありがとうございました。

令和2年度 繁華街における客引き行為等への対策会議
スケジュール

年月	実施項目
R2年8月11日	・第1回 対策検討会議 (現状報告、実態調査・来街者アンケート実施方法の検討)
R2年8月7日 ~17日	・実態調査の実施
R2年8月下旬	・来街者アンケートの実施
R2年9下旬	・第2回 対策検討会議 (調査結果報告・対策の方向性の検討)
R2年10下旬	・第3回 対策検討会議 (具体的な対策の検討)
R2年11月	・市民意見の聴取
R3年2月上旬	・第4回 対策検討会議 (市民意見結果報告・具体的な対策のとりまとめ)

客引き行為に係る適用法令等について

1 客引きとは

相手方を特定して、特定の営業所の客となるように、積極的に勧誘すること。

2 客引きの要件を欠く行為の例

- ・不特定多数の者にビラ、パンフレット等を配布する行為
- ・「こんにちは」「お時間いかがですか」等と声をかけながら近づく行為
- ・声を発さずにただ店の看板を持って立っている行為

3 関係法令で禁止される行為等

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律

- ・当該営業に関し客引きをすること。(第22条第1項第1号)
- ・当該営業に関し客引きをするため、道路その他公共の場所で、人の身边に立ちふさがり、又はつきまとうこと。(第22条第1項第2号)

なお、風俗営業ではない一般の飲食店営業や居酒屋等(特定遊興飲食店営業)についても、深夜(午前0時から午前6時まで)に営まれている場合には、客引き行為を禁じている(第32条第3項)

違反した者は、6月以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科(第52条)。両罰規定有(第56条)

(2) 福岡県迷惑行為防止条例

- ・ソープランド、ストリップ、アダルトショップ、キャバクラ、スナック、ガールズバー等の客引き(第5条第1項第1号)
- ・業種にかかわらず、人につきまとう等の執ような客引き(第5条第1項第6号)

違反した者は、50万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する(第11条第5項)。両罰規定あり(第12条の2)

(3) 軽犯罪法

- ・他人の進路に立ちふさがって、若しくはその身边に群がって立ち退こうとせず、又は不安若しくは迷惑を覚えさせるような仕方他人につきまとう行為(第1条第28号)

違反した者は、拘留(1日以上30日未満)又は科料(千円以上1万円未満)に処する(第1条)

4 業種別適用法令

業種		適用法令		風営法		迷防条例		軽犯罪法
		客引き	深夜の客引き	客引き	執ような客引き	つきまとい等		
飲食店	通常の居酒屋	—	違法	—	違法	違法		
深夜酒類提供飲食店	バー等	—	違法	—	違法	違法		
	ガールズバー ガールズ居酒屋等	—	違法	違法	違法	違法		
社交飲食店	ラウンジ キャバクラ等	違法	違法	違法	違法	違法		